

単品スライドに関するQ&A

項目	No	問い	回答
対象品目について	No.1	スライドの対象となるのは、『品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるもの』となっているが、品目の考え方は如何に。	品目とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の分類によるもの。 「その他の主要な工事材料」における品目の整理にあたっては「コンクリート類」、「アスファルト類」で区分し、それ以外は受発注者間の協議により決定する。 なお、それ以外の区分設定については、鋼材類、コンクリート類、アスファルト類の事例を参考に材料種類毎に設定するものとする。 (マニュアル P.4)
	No.2	単品スライドの対象となる「主要な工事材料」とはどのようなもの(どこまでの範囲)を指すのか。	工事の種類や請負代金額中に占める材料費の割合等を考慮して工事毎に決定する。
	No.3	鋼材類、燃料油とはどこまで含まれるのか。 (看板、グレーチング、車止め、フェンス、エンジンオイルなど、鋼材や燃料に分類されるものは全て対象となるのか。)	鋼材類は、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としている。(形鋼、棒鋼、厚板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等) なお、損料・賃料についても対象とすることができる。 燃料油は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。 なお、共通仮設費率・現場管理費率に含まれるものについては、対象数量の決定ができないことから対象外となる。 (マニュアル P.14,15,24)
	No.4	工場製作する機械類も単品スライドの対象となるのか。	該当工事の主要な工事材料となる場合は「その他主要な工事材料」として対象となる。 (マニュアル P.37)
	No.5	燃料油の高騰に伴い運搬費も上昇するが、単品スライドの対象となるのか。	資機材の運搬に係る燃料油も単品スライドの対象となる。ただし、運搬した資機材毎の証明書類が必要となる。 (マニュアル P.24)
	No.6	工事の中で点検業務等を行う場合、原動機の燃料は単品スライドの対象となるのか。	業務として取り扱うものは対象外とする。
	No.7	「主要な工事材料」には「木材類」も考えられると思うが、その場合、型枠はスライドの対象となるのか？	設計図書に数量が明示されている残存型枠などは、対象とすることができる場合がある。
	No.8	機器単体費は単品スライドの対象となるのか。	機器単体費の取扱いについては、発注者と個別に協議いただきたい。
	No.9	労務単価は単品スライドの対象となるのか。	単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、労務単価は対象とならない。 (全体スライド、インフレスライドは労務単価も対象)

項目	No	問い	回答
対象品目について	No.10	機械損料および機械賃料は単品スライドの対象となるのか。	単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、機械損料および機械賃料は対象とならない。 (全体スライド、インフレスライドは機械損料および機械賃料も対象)
	No.11	『請負代金額の1.0%を超える』とあるが、請負代金額は、いつ時点の金額で考えるのか。	部分払い等の出来高部分を除き、精算変更および全体スライド・インフレスライドが実施された後の、単品スライド適用前の最終的な「請負代金額」が対象となる。 (マニュアル P.5)
対象数量について	No.12	会社のストックを使用する場合、単品スライドを適用しようとする工事で購入する材料に係る証明数量は、設計数量より少なくなるが、会社のストック分を加味して証明数量とすることは可能か。	証明数量として、ストック分の数量を含めて整理することは可能。 ただし、単品スライドの対象となるのは、当該工事で新規に購入した数量のみである。 (新規購入した数量に対しての増額分が請負代金額の1%を超える場合に対象となる。)
単品スライド請求について	No.13	残工期が2ヵ月未満で請求があった場合には、対象外となるのか。	単品スライドは、手続きに係る期間を考慮し、工期末から2ヵ月以上前に請求を行うこととしているところである。 (マニュアル P.43)
	No.14	残工期が2ヵ月未満であるが、工期延期が予定されている場合は、延期後の工期で考えて良いか。	工期延期について受発注者間で協議が整い、変更後の残工期が2ヵ月以上となる場合は対象とする。
	No.15	単品スライドの請求は、実際の搬入月・購入価格が確定し、請負代金額の1.0%を超える増額があると算定してからでないといけないのか。	請求時に、証明書類を添付する必要は無い。 品目毎に価格上昇分が、請負代金額の1.0%を超えると見込まれれば請求可能。
	No.16	単品スライドの対象となるのは、請求日以降に購入する材料となるのか。	単品スライドには、インフレスライドのような基準日はない。 請求日に関わらず、工期内に調達した該当の材料が適用対象となる。なお、原則として部分払いにより引き渡しをされた材料は対象とはならないが、既済部分検査請求書により請求の範囲を単品スライドの対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できる。 (マニュアル P.43,45)
	No.17	単品スライドの請求書を提出した場合、どの時点まで遡って適用可能か。	部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除く対象数量に適用されるが、既済部分検査請求書により請求の範囲を単品スライドの対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できる。 (マニュアル P.45)
	No.18	今後、物価の下落があった場合には、発注者から協議があるのか。	発注者から協議する。

項目	No	問い	回答
単品スライド請求について	No.19	部分引き渡しや部分払いを行った部分について、後から請求できるのか。	既に、部分引き渡しや部分払いを完了しているものは、対象とならない。 材料価格の変動に伴って単品スライドの適用が考えられる場合には、様式7「請負工事既済部分検査請求書」及び様式7-1「既済部分確認通知書」に、部分払の対象となった出来高部分についても、単品スライドの対象とできることを記載すること。 (マニュアル P.45、P.61、P.62)
	No.20	実勢価格よりも購入金額が高い場合において、実勢価格が請負代金額の1%を超えなかった場合でも、スライドの対象となるのか。	実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が1%を超えていればスライド対象品目となる。 (マニュアルP.6~10)
他のスライド条項との関係	No.21	インフレスライドと単品スライドの使い分けは如何に。(単品スライドではなく、インフレスライドで請求して良いか。)	インフレスライドは、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期間で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合にはスライド協議の請求をすることができる。単品スライドは特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の措置である。 各々のスライド条項の規定に合致する場合、適用することができるが、いずれも協議が必要である。
	No.22	全体スライド、インフレスライド、単品スライドの併用は可能か。	全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドの併用は可能。(単品スライド分の受注者負担額(※1)は考慮しない。) 全体スライドとインフレスライドが重複する場合は、双方の受注者負担額(※1)を考慮する。 (先に行ったスライド分の受注者負担額(※1)を差し引いた請負代金額から、後のスライド分の受注者負担額(※1)を算定する。) (マニュアル P.11,12)
	No.23	全体スライド・インフレスライドと併用する場合の運用の仕方・取り決めなどはあるか	単品スライドの変動前金額は、全体スライドまたはインフレスライドの変更を行った設計書の金額を用いる。(全体スライドまたはインフレスライド基準日より前は当初入札月単価、基準日以降は基準月単価となる。) ・なお、全体スライドまたはインフレスライドと、単品スライドを併用した期間においては、単品スライドの受注者負担を求めない。 (マニュアル P.11、12)
変動後の価格について	No.24	変動後の価格として採用する「実勢価格」とは何か。	実勢価格とは、調査機関が発行する物価資料に掲載されている価格等である。 また、当初、物価資料に価格の掲載が無く、特別調査や見積り価格を採用しているものについては、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定できる。 ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。 (マニュアル P.22)

項目	No	問い	回答
変動後の価格について	No.25	変動後の実勢価格の採用月の考え方は如何に。 材料によって、手配から搬入までに数か月を要する場合は、いつ時点の価格を採用するのか。	鋼材類は、「現場（または工場）搬入月の掲載単価」、 燃料油は、「購入した月の翌月の掲載価格」、 コンクリート類は、「現場搬入月の掲載単価」 アスファルト類は、「現場搬入月の掲載単価」を採用する。 ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油に準じるものとする。 (マニュアル P.21,28,42)
	No.26	工場製作品の場合、『対象材料を現場に搬入した月の実勢価格』とは、工場に搬入した月と考えて良いか。	「工場に搬入した月」とする。
	No.27	変動後の実勢価格と受注者の購入価格に乖離があるが、購入価格で計上できないか。	実際の購入金額が実勢価格よりも高い場合で、実際の購入金額により価格変動後の金額の算定を行うことを希望する場合は、対象品目と対象材料を発注者に申し出た上で、実際の購入金額が適当な購入金額であると証明する書類として、購入実績を証明する書類に加え、原則として当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りを提出する。 (マニュアルP.8、9、10)
	No.28	例えば設計上SD295で計上されているが、承諾行為でSD345で施工した場合、取扱はどのようにすればよいか。	設計図書の規格で変動額を算定する。
	No.29	鋼コンクリート合成床版など、契約後、承諾により図面や数量等の仕様が決定する場合は、受注者の計画した資材・数量で算出してもらえるのか。 また、鋼板や鉄筋等の細分化された資材毎に証明が困難であるが、単品スライドの対象となるか。	設計図書の規格・数量で変動額を算定する。 なお、証明書類は受注者の施工に必要な材料の購入時期を証明する書類によるもので可とする。 (「任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取扱い」と同様。) (マニュアルP.17,19)
	No.30	鋼コンクリート合成床版は製品として納品されるため、価格は注文書取り交わし時に決定するが、変動後価格の採用月はいつになるか。	他の鋼材類と同様に、材料が工場に搬入される場合の変動後価格の採用時期は「材料が工場に搬入される月」である。 (マニュアル P.19、41)
	No.31	他の現場で使用する材料と合わせて購入している場合は、納品書、請求書、領収書等の証明書類で現場ごとの切り分けが出来ないがどのようにすべきか。	他の現場との数量のすみ分けを明確にすれば、対象材料の証明書類として取り扱う。 【証明書類】 ・各現場に搬入した数量が客観的に判断できる資料（数量分割表）など。 ・すみ分けをした証明書類に対象工事名を明記。
	No.32	搬入の月や数量確認のため、全ての材料について臨場検査（写真確認を含む）が必要か。	臨場検査や写真等での確認は必要ない。 証明書類の確認により行う。

項目	No	問い	回答
変動後の価格について	No.33	<p>工事請負契約書第26条第5項の運用について（令和4年6月17日付）6.（5）に記載されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合」 ・「受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲」 <p>とは、具体的に何か。</p>	<p>燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり設計数量の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量内の範囲については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。</p> <p>（マニュアル P.26）</p>
間接費について	No.34	<p>間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が考慮されないのはなぜか。</p>	<p>単品スライドは、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して間接費の変更を行うものではない。</p>
受注者負担額(※1)について	No.35	<p>複数の材料が単品スライドの対象になる場合、スライド額の算定における受注者負担額(※1)（請負代金額の1.0%）は、それぞれの材料の増額分から控除するのか。</p>	<p>単品スライドの対象となる材料を判断する際には、品目ごとに1.0%を超過することを確認するが、変更額算定にあたっては、受注者負担額(※1)をそれぞれの材料から控除することは無い。（複数の材料の合計分から請負代金額の1.0%を控除。）</p> <p>（マニュアル P.6、7）</p>
積算方法について	No.36	<p>材料費が分離できない市場単価はどのように取り扱えば良いか。</p>	<p>設計図書に材料の数量が記載されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えて、その材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前・変動後の価格として変動額を算出する。（単品スライド算定表にて算出可能。）</p> <p>（マニュアル P.15、37、63、64、65）</p>
	No.37	<p>マニュアルP42には、アスファルト類やコンクリート类等、契約と現場搬入の時期に差がある材料は、現場に搬入された月の物価資料の価格とありますが、当該材料において契約と現場搬入の時期が同月になった場合は、翌月の物価資料の価格を採用するのでしょうか？</p>	<p>アスファルト類やコンクリート類は、現場に搬入された月の物価資料の価格を採用する。</p> <p>（マニュアルP.42）</p>
その他	No.38	<p>複数年維持工事だけ各年度ごとにスライド適用されるが、維持工事以外の複数年工事は、各年度毎にスライド適用とはならないのか。</p>	<p>維持工事は、施工物の一体性として複数年としているのではなく、継続的に作業を実施するため複数年に跨がっているが、各年度毎に完済払を行うため併せてスライドも年度毎に適用可能としている。よって、その他の複数年工事は年度毎でスライドを適用せず、工事の精算変更後にスライドを行うものである。</p>
	No.39	<p>メタサーチサイトとは何か。</p>	<p>メタサーチサイトとは、特定の内容に関して、複数の検索エンジンから抽出した検索結果を一括で表示する比較サイトを示します。使用する際は任意のサイトを使用ください。</p>

（※1）受注者負担額・・・減額スライドの場合には発注者負担額。